

法務省民商第61号
平成26年7月9日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

休眠会社及び休眠一般法人の整理等の作業について（依命通知）
休眠会社等の整理及び解散の登記をした登記用紙等の整理については、本日付け法務省民商第60号をもって民事局長通達が発出されたところですが、整理作業の実施に当たっては、下記の点に留意するよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 休眠会社及び休眠一般法人整理等作業実施要領（以下「要領」という。）
第1による整理の対象となる株式会社、一般社団法人又は一般財団法人には、登記簿上、存続期間が満了しているもの又は解散の事由が生じているものほか、民事再生に関する登記があるものも含まれる。また、株式会社については、会社整理に関する登記、会社更生に関する登記又は和議に関する登記があるものも含まれ、一般社団法人又は一般財団法人については、公益社団法人又は公益財団法人も含まれる。

破産手続開始決定の登記がされている株式会社、一般社団法人又は一般財団法人については、当該登記がされた後に破産手続開始決定の取消しの登記がされている場合には、要領第1による整理の対象として差し支えない。また、設立無効の登記がされている株式会社については、要領第1による整理の対象としないこととして取り扱う（休眠会社等抽出機能により、設立無効の登記がある登記記録が抽出された場合であっても、要領第1の5(1)の解散の登記は行わない。）。

2 要領第1の1(1)の「最後の登記」には、債権譲渡登記所又は動産譲渡登

記所からの通知に基づく登記事項概要ファイルへの記録（平成17年9月30日付け民商第2290号民事局長通達第3）は、含まない。

- 3 要領第1の3(1)に定める通知の発送に当たっては、封筒の表面に赤字で重要な旨を記載するとともに、発送元の商業登記所（府名及び住所）を記載する。
- 4 まだ事業を廃止していない旨の届出が適式か否かについては（要領第1の4(2)参照），例えば、届出書に届出年月日、登記所等の表示の記載がない等、その不備が軽微であるものは、適式であるとして処理して差し支えない。
また、届出期間内に届出人から不適式な届出につき、その不備の補正の申出があったときは、その申出を認めて差し支えない。
- 5 要領第1の4(3)に定める通知は、届出人に対し、届出の結果を知らせることにより、会社・法人の継続の機会を与えるためのものである。そのため、当該通知につき、届出期間内にしなければならない等の制限はないが、事務処理に特段の支障がない限り、届出期間内に通知する取扱いとするのが相当である。
- 6 要領第1の7に定める電子証明書の失効通知を要する休眠会社又は休眠一般法人がある場合には、まだ事業を廃止していない旨の届出の期間満了日の翌業務日に、他の休眠会社又は休眠一般法人に先立ち、適式な届出がされていないことを確認した上で、立件簿（商業登記等事務取扱手続準則第42条）に記録して要領第5の解散の登記をするとともに、電子認証登記所への失効通知については、立件簿への記録又は解散の登記の校合を行ったときに、平成12年9月29日付け民四第2274号民事局長通達第1の7(1)又は(2)による通知をする。ただし、届出期間満了日の翌業務日において、全ての休眠会社又は休眠一般法人について解散の登記をすることができる場合には、電子証明書の失効通知を要する休眠会社等も含めて、同日中に全ての休眠会社等について一括で解散の登記を行った上で、直ちに電子認証登記所への失効通知を行うことでも差し支えない。

なお、失効通知に必要となる電子証明書の番号（シリアル番号）については、あらかじめ、電子証明書情報参照機能を利用して、要領第1の登記記録の選別を行った時点で有効な電子証明書の発行を受けている休眠会社及び休眠一般法人についてのものを調査し、要領第2(1)の整理対象休眠会社等一覧の適宜の欄に記載しておく。



また、要領第2の4のなお書きによる電子認証登記所への失効通知は、上記に準じて行う。

- 7 要領第1の8に定める過料事件の通知は、速やかに処理する。
- 8 要領第2の3の「一定の日」については、登記記録を閉鎖する手続に関しては、要領第1の作業が完了した後の日とする。登記用紙を閉鎖する手続に関しては、要領第1の作業期間中の任意の日を「一定の日」と定めても差し支えないが、登記用紙の閉鎖後に行う要領第2の4の印鑑紙への「登記用紙閉鎖」の記載及び同6の通知書の発送について、登記情報システムの機能を利用することができないため、その処理に要する期間を考慮して、登記用紙の閉鎖の手続を行う必要がある。